

議案第2号

大竹市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

1 一部改正内容

大竹市地域公共交通活性化協議会規約について、別紙「大竹市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表」のとおり、一部改正するもの。

第3条第1項第5号については、道路運送法の自家用有償旅客運送制度の改正により、「市町村運営有償運送」と「公共交通空白地有償運送」について、輸送対象の明確化により「交通空白地有償運送」となったため、所要の改正を行うもの。

第5条第1項、第6条第1項第9号、第8条第1項、第12条第3項及び第4項は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条の規定による市長及び会長の権限の整理及び字句の修正により、所要の改正を行うもの。

2 施行予定日

書面審議が整った日から